

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について(案)」に関する意見募集結果(概要)

1. 実施期間

平成28年12月8日(木)から平成29年1月6日(金)まで

2. 意見提出者数及び提出意見数

33の団体・事業者又は個人から延べ117件の御意見が寄せられた。意見提出者数及び提出意見数の内訳は次のとおり。

(1)意見提出者 : 合計33者

○団体・事業者	15者
○個人(匿名を含む。)	18者

(2)提出意見数 : 合計117件

○対象とする事案	20件
○漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	23件
○個人情報保護委員会等への報告	66件
○その他	8件

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

No.	項目	寄せられた主な御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全般	本告示につき中小規模事業者への配慮はないのか。	「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)」においては、個人情報取扱事業者以外の事業者のみを対象として、個人情報保護委員会への報告を要しない場合に係る要件を規定しているところ、本告示においては、中小規模事業者を含むすべての個人情報取扱事業者を対象として、当該要件よりも広い概念で、個人情報保護委員会等への報告を要しない場合の要件として規定しています。
2	対象とする事案	「個人情報取扱事業者が保有する匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号」の文意が掴み難い。 つまり匿名加工情報作成の過程で元データから除去した個人情報が対象であるという理解でよいか。 【同趣旨の御意見は他に1件】	御理解のとおりですが、御意見を踏まえ、本告示1.(2)を次のとおり修正します。 「個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報(個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年10月5日個人情報保護委員会規則第3号)第20条第1号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。)の漏えい」
3	対象とする事案	「個人データの漏えい、滅失または毀損」、「匿名加工情報の漏えい」という安全管理措置に係るものに限定されているが、「二次被害の防止、類似事案の発生防止等」が必要という観点からは、目的外利用等を含む法違反も対象とすべきではないか。 【同趣旨の御意見は他に2件】	本告示は、御理解のとおり、改正後の法第20条及び第36条第2項に関連して事業者が講ずることが望ましいと考えられる措置(対応)について規定しています。

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

4	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	<p>影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策等の公表について、「漏えい等事案の性質等に応じて」必要な措置を講ずることが望ましいとされているところ、事業者がそれぞれの措置を「講ずるか否か」を検討する際に判断材料となるような具体例を示すと効果的と思われるが、将来的に、こうした具体例をQ&Aのような形で公表する予定はあるか。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>影響を受ける可能性のある本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策等の公表を要しないと考えられる場合について、Q&Aにおいて考え方を示してまいります。</p>
5	漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置	<p>漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置について、「必要な措置を講ずることが望ましい」という弱い表現ではなく、「必要な措置を原則として行う」などのより強い表現とすべき。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>現行法及び改正後の法において、漏えい等事案に必要な措置を求める規定がないことから、法以上の対応を求めることは困難であり、「講ずることが望ましい」としています。</p>
6	個人情報保護委員会等への報告	<p>個人情報保護委員会等への報告について、書面なのかメールなのか、また、どのような書式でどのように報告すべきか。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に2件】</p>	<p>参考となる報告書の様式を、個人情報保護委員会のホームページに掲載する予定です。</p>

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

7	報告を要しない場合	<p>実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合の「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」について、何が「高度」な暗号化に該当するのか。</p> <p style="text-align: center;">【同趣旨の御意見は他に14件】</p>	<p>実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合のうち、「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」に該当するためには、当該漏えい等事案が生じた時点の技術水準に照らして、漏えい等事案に係る情報について、これを第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置が講じられるとともに、そのような暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されていることが必要と解されます。</p> <p>第三者が見読可能な状態にすることが困難となるような暗号化等の技術的措置としては、適切な評価機関等により安全性が確認されている電子政府推奨暗号リストやISO/IEC 18033等に掲載されている暗号技術が用いられ、それが適切に実装されていることが考えられます。</p> <p>また、暗号化等の技術的措置が講じられた情報を見読可能な状態にするための手段が適切に管理されているといえるためには、①暗号化した情報と復号鍵を分離するとともに復号鍵自体の漏えいを防止する適切な措置を講じていること、②遠隔操作により暗号化された情報若しくは復号鍵を削除する機能を備えていること、又は③第三者が復号鍵を行使できないように設計されていることのいずれかの要件を満たすことが必要と解されます。</p>
---	-----------	---	---

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

8	報告を要しない場合	<p>生体認証において個人識別符号を取り扱う場合、どのような生体認証保護技術の適用がなされていれば、「高度な暗号化等の秘匿化がされている場合」に該当するか。</p>	<p>生体認証保護技術であるテンプレート保護技術を施した個人識別符号について、高度な暗号化等の秘匿化がされており、かつ、当該個人識別符号が漏えいした場合に、漏えいの事実を直ちに認識し、テンプレート保護技術に用いる秘匿化のためのパラメータを直ちに変更するなど漏えいした個人識別符号を認証に用いることができないようにしている場合には、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」に該当し、個人情報保護委員会等への報告は不要と考えられます。</p> <p>なお、本人への連絡等並びに事実関係及び再発防止策等の公表については、事案に応じて必要な措置を講ずることとされています。</p>
9	報告を要しない場合	<p>「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全て回収した場合」が報告を要しない場合として規定されているが、たまたま第三者に閲覧されないうちに全て回収したとしても、漏えいをしたことは管理状況が悪いことを示す重要な事柄なので、報告することにするべきである。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合、実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断され、また、実質的な被害がなく、その意味で漏えい等事案に係る影響度合いが限定的であると考えられることから、個人情報保護委員会等への報告を要しないものとしています。</p>
10	報告を要しない場合	<p>「漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報」の具体例を示していただきたい。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に1件】</p>	<p>漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報の内容や性質等を勘案して個別の事例ごとに判断することとなりますが、例えば、携帯電話番号のようにそれが利用された場合に本人が見ず知らずの者から不測の接触を受けるなど、その情報のみで本人に被害が生じるおそれのある情報が該当すると考えられます。</p>

3. 寄せられた主なご意見及びそれに対する考え方

11	報告を要しない場合	<p>「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」の事例のうち、『個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合』とは、例えば個人データを社内で誤ってシュレッダー廃棄した(もしくは廃棄した可能性が高い)場合を指すとの考え方でよいか。</p> <p>【同趣旨の御意見は他に3件】</p>	<p>社内で誤って廃棄又は削除した場合には、「滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合」に該当するものと考えられます。</p>
----	-----------	---	--